

## 草津市マンション管理士派遣事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内に在するマンションの管理組合による主体的なマンション管理および適切な管理組合の運営を支援するため、管理組合に対するマンション管理士派遣事業（以下「派遣事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するものをいう。
- (2) マンションの区分所有者等 法第2条第2号に規定する者をいう。
- (3) 管理組合 法第2条第3号に規定する団体または法人をいう。
- (4) 管理者等 法第2条第4号に規定する者をいう。
- (5) 管理士会 一般社団法人滋賀県マンション管理士会をいう。
- (6) マンション管理士 法第2条第5号に規定する者をいう。
- (7) 管理計画 法第5条の3に規定する管理組合によるマンションの管理に関する計画をいう。

### (派遣事業の実施)

第3条 市長は、派遣事業の実施に当たり、管理士会が選定したマンション管理士を通じて、次に掲げる事項に関する管理組合からの相談に応じ、助言、指導およびその他の援助（以下「助言等」という。）に努めるものとする。

- (1) 管理組合の運営および管理規約等に関する事項
- (2) 管理費および修繕積立金等の財務に関する事項
- (3) 管理委託契約等の契約に関する事項
- (4) 長期修繕計画および大規模修繕工事に関する事項
- (5) 管理計画の認定の申請に関する事項
- (6) その他マンションの運営および管理に関する事項

2 派遣する回数は、一の管理組合につき一の年度当たり3回を限度とする。ただ

し、市長は、予算その他の事情により当該回数を制限することができる。

3 1回の派遣において、原則として、派遣するマンション管理士は2名とし、助言等を行う時間は2時間以内とする。

4 派遣事業の利用料は、無料とする。

(派遣事業の申込み)

第4条 派遣事業の申込みをしようとする管理者等（管理者等を選任等していない管理組合にあっては、マンションの区分所有者等。以下「申込者」という。）は、派遣事業申込書兼誓約書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(派遣事業の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その申込内容を審査し、派遣事業を利用することができるかと認めるときは、管理士会に対し、マンション管理士選定依頼書（別記様式第2号）により派遣するマンション管理士の選定を依頼するものとする。

2 前項の規定による依頼を受けた管理士会は、派遣するマンション管理士を選定し、その結果をマンション管理士選定結果通知書（別記様式第3号）により市長に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知を受けたときは、派遣事業決定通知書（別記様式第4号）により申込者に通知するものとする。

4 市長は、前条の規定による申込内容を審査し、マンション管理士を派遣することができないと認めるときは、マンション管理士を派遣しない旨の通知書（別記様式第5号）により申込者に通知するものとする。

(派遣事業の取下げ)

第6条 派遣事業の決定を受けた申込者（以下「派遣決定者」という。）は、派遣事業の取下げをするときは、派遣事業取下げ届出書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、派遣事業を中止し、派遣事業中止通知書（別記様式第7号）により派遣決定者に通知するものとする。

(1) 前項の規定により届出書を受理したとき。

(2) 派遣決定者が、虚偽その他不正な手段により派遣事業の決定を受けたことが判

明したとき。

(3) その他、市長が不相当と認めたとき。

(実績報告)

第7条 管理士会は、1回の派遣の終了後速やかに、派遣実績報告書（別記様式第8号）により、当該派遣の実績を市長に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。